**平成２２年（フ）第２４０号**
愛知県碧南市三宅町４丁目56番地
債務者　永島　芳和
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２４１号**
愛知県碧南市三宅町４丁目56番地
債務者　永島美紀枝
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３４０号**
愛知県豊田市四郷町下古屋61番地２　県営６―503号
債務者　鈴木　美鈴
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３７２号**
愛知県岡崎市中島東町２丁目３番地５
債務者　杉浦智恵子（旧姓安徳）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第３０号**
滋賀県米原市下多良１丁目146番地、前住所滋賀県東浅井郡虎姫町大字柿ノ木７番地
債務者　竹田　道明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２２年（フ）第２１号**
京都府綾部市高津町上地５番地
債務者　塩見　吉道
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２２年（フ）第２６４号**
岩手県八幡平市田頭第11地割101番地
債務者　髙橋　　泉
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３０７号**
盛岡市上堂４丁目５番36号
債務者　下田　高之
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３１０号**
盛岡市南仙北３丁目13番77号　メゾン・ド・スパシュオ201号
債務者　千葉亜希子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３１８号**
岩手県紫波郡紫波町片寄字古道74番地
債務者　松岡　　薫
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第３２７号**
岩手県八幡平市平笠第10地割63番地２　ケアホーム岩手山、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第19地割３番地
債務者　佐野　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１８号**
山形県鶴岡市下川字窪畑１番地863
債務者　本間　富男
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第３５号**
山形県鶴岡市湯温海字湯之里83番地２
債務者　本間　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第３９号**
山形県鶴岡市小淀川字谷地田127番地５　レオパレスピース107号
債務者　相澤　　学
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第５４号**
新潟県新発田市大栄町５丁目４番26号、前住所新潟県新発田市舟入町１丁目５番３号
債務者　山本　義信
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第２６号**
新潟県妙高市朝日町１丁目７番11号
債務者　小林　榮一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２２年（フ）第３０号**
新潟県上越市大字下源入88番地23
債務者　齋木千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
新潟地方裁判所高田支部